

条例の一部改正に関する資料

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市

目 次

議案第 17 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
議案第 18 号	大崎市行政区設置条例の一部を改正する条例	2
議案第 19 号	大崎市まちづくり協議会条例の一部を改正する条例	2
議案第 20 号	大崎市地区集会所条例の一部を改正する条例	4
議案第 21 号	大崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 22 号	大崎市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	6
議案第 23 号	大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	20
議案第 24 号	大崎市手数料条例及び大崎市建築審査会条例の一部を改正する条例	22
議案第 25 号	大崎市就学支援審議会条例の一部を改正する条例	25
議案第 26 号	大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例	26
議案第 27 号	大崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	27
議案第 28 号	大崎市リサイクルデザイン工房条例の一部を改正する条例	32
議案第 29 号	大崎市土地改良事業助成条例の一部を改正する条例	32
議案第 30 号	大崎市公共物管理条例等の一部を改正する条例	32
議案第 31 号	大崎市市営住宅条例の一部を改正する条例	40
議案第 32 号	大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例	41
議案第 33 号	大崎市消防団条例の一部を改正する条例	43

●議案第17号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例（新旧対照表）

○大崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第1条関係）

改正案	現行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

○大崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係）

改正案	現行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

○大崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正（第3条関係）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の9第3項）の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の8第3項）の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p>

(1)～(4) 略

(1)～(4) 略

●議案第18号 大崎市行政区設置条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市行政区設置条例の一部改正（本則関係）

改正案	現行
<p>（行政区長）</p> <p>第2条 行政区に行政区長を置く</p> <p>_____。</p>	<p>（行政区長）</p> <p>第2条 行政区に行政区長を置き、報酬を支給する。</p> <p>2 <u>報酬の額及びその支給方法等については、別に定める。</u></p>

○大崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

改正案	現行																																																										
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">区分</th><th>報酬の額</th></tr><tr><th>略</th><th>略</th><th>略</th><th>略</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">障害支援区分 認定審査会</td><td rowspan="2">委員</td><td>審査会</td><td>日額 18,420円</td></tr><tr><td>研修</td><td>日額 5,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">予防接種健康 被害調査委員会</td><td rowspan="2">委員</td><td></td><td>日額 23,000円</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	区分			報酬の額	略	略	略	略	障害支援区分 認定審査会	委員	審査会	日額 18,420円	研修	日額 5,000円	予防接種健康 被害調査委員会	委員		日額 23,000円	略	略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">区分</th><th>報酬の額</th></tr><tr><th>略</th><th>略</th><th>略</th><th>略</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">障害支援区分 認定審査会</td><td rowspan="2">委員</td><td>審査会</td><td>日額 18,420円</td></tr><tr><td>研修</td><td>日額 5,000円</td></tr><tr><td rowspan="7">行政区長</td><td>基本額</td><td>年額 228,000円</td></tr><tr><td>世帯割</td><td>1戸あたり</td><td>年額 2,400円</td></tr><tr><td>事業所割</td><td>1事業所あたり</td><td>年額 1,200円</td></tr><tr><td>地域割</td><td>1級地</td><td>年額 3,000円</td></tr><tr><td></td><td>2級地</td><td>年額 6,000円</td></tr><tr><td></td><td>3級地</td><td>年額 12,000円</td></tr><tr><td>予防接種健康 被害調査委員会</td><td>委員</td><td>日額 23,000円</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	区分			報酬の額	略	略	略	略	障害支援区分 認定審査会	委員	審査会	日額 18,420円	研修	日額 5,000円	行政区長	基本額	年額 228,000円	世帯割	1戸あたり	年額 2,400円	事業所割	1事業所あたり	年額 1,200円	地域割	1級地	年額 3,000円		2級地	年額 6,000円		3級地	年額 12,000円	予防接種健康 被害調査委員会	委員	日額 23,000円	略	略	略
区分			報酬の額																																																								
略	略	略	略																																																								
障害支援区分 認定審査会	委員	審査会	日額 18,420円																																																								
		研修	日額 5,000円																																																								
予防接種健康 被害調査委員会	委員		日額 23,000円																																																								
		略	略																																																								
区分			報酬の額																																																								
略	略	略	略																																																								
障害支援区分 認定審査会	委員	審査会	日額 18,420円																																																								
		研修	日額 5,000円																																																								
行政区長	基本額	年額 228,000円																																																									
	世帯割	1戸あたり	年額 2,400円																																																								
	事業所割	1事業所あたり	年額 1,200円																																																								
	地域割	1級地	年額 3,000円																																																								
		2級地	年額 6,000円																																																								
		3級地	年額 12,000円																																																								
	予防接種健康 被害調査委員会	委員	日額 23,000円																																																								
略	略	略																																																									

●議案第19号 大崎市まちづくり協議会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
（目的）	（目的）

第1条 この条例は、住民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちづくりの推進とこれまで培われてきた地域の住民活動を継続及び発展させるため、市の地域に設置されるまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を支援し、住民自治の向上と活力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

(協議会の名称等)

第2条 協議会の名称及び地域は、次のとおりとする。

名称	地域
略	略

2 協議会の組織等は、当該地域の実情に応じ、協議会が定める。

(役割)

第3条 略

(行政の支援)

第4条 行政は、協議会の自主性を尊重し、その活動について適切な支援を行うものとする。

第1条 この条例は、住民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちづくりの推進とこれまで培われてきた地域の住民活動を継続及び発展させるため、市の地域に設置されるまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置し、住民自治の向上と活力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

(名称及び区域)

第2条 協議会の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
略	略

(役割)

第3条 略

2 協議会は、市長の諮問に応じ、当該区域に係る次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

3 協議会は、当該区域の重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第4条 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

名称	定数
古川まちづくり協議会	50人以内
松山まちづくり協議会	30人以内
三本木まちづくり協議会	30人以内
鹿島台まちづくり協議会	30人以内
岩出山まちづくり協議会	30人以内
鳴子まちづくり協議会	30人以内
田尻まちづくり協議会	30人以内

2 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 当該区域内でまちづくり活動や自治的活動を行っている団体から推薦を受けた者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者(当該区域内に住所を有する者に限る。)
- (4) その他市長が認める者

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は、原則として3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第3号の委員は、当該区域内に住

<p>(委任)</p> <p>第5条 略</p>	<p>所を有しなくなったときは、その職を失う。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会の会議は、市長又は会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮って公開しないことができる。</p> <p>4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。</p> <p>(委員の報酬)</p> <p>第8条 委員が第3条第2項及び第3項に定める事項に係る会議に出席する場合は、報酬を支払う。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>
---------------------------------	---

●議案第20号 大崎市地区集会所条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)
名称	名称
略	略
大崎市三本木伊賀集会所	大崎市三本木伊賀字中伊賀11番地2
大崎市三本木北町地区コミュニティセンター	大崎市三本木字善並田121番地1
略	略
大崎市三本木伊場野地区コミュニティセンタ一	大崎市三本木伊場野字鉄炮町8番地
大崎市三本木南新町コミュニティセンター	大崎市三本木新町二丁目20番7号
略	略

●議案第21号 大崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(新旧対照表)

改正案	現行
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条の4 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等を使用する距離を考慮して<u>7万700円</u>を超えない範囲内で規則で定める額(第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、4,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</u></p> <p>6 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額(<u>新幹線鉄道等</u>が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が<u>15万円</u>を超える職員の通勤手当の額は、<u>第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>7 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条の4 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等を使用する距離を考慮して<u>3万6,300円</u>を超えない範囲内で規則で定める額(第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 <u>運賃相当額</u>をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(<u>特別急行列車</u>が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が<u>7万5,000円</u>を超える職員の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、7万5,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に</p>

<p>係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。</p> <p>8 略</p> <p>9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p>	<p>係る最初の月_____の規則で定める日に支給する。</p> <p>7 略</p> <p>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等_____に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p>
---	---

●議案第22号 大崎市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市職員等の旅費に関する条例の一部改正(第1条関係)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第7条)</p> <p>第2章 旅費の種目及び内容(第8条—第20条)</p> <p>第3章 雜則(第21条—第29条)</p> <p>略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤場所(常時勤務する在勤場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認められる場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族_____が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第14条)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費(第15条—第29条)</p> <p>第3章 外国旅行の旅費(第30条—第36条)</p> <p>第4章 雜則(第37条—第39条)</p> <p>略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤場所(常時勤務する在勤場所のない職員についてはその住所又は居所_____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 扶養親族 内国旅行にあっては、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあっては、職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持している</p>

(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(9) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 略

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に對し、旅費を支給する。

(1)・(2) 略

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(5) 略

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4・5 略

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該家族を含む。次項において同じ。)が次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める

ものをいう。

(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一つにしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に對し、旅費を支給する。

(1)・(2) 略

(3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(5) 略

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4・5 略。

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があ

場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者

の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項を記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 略

るときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関の事故

により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載しこれを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載しこれを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ、一定距離当たりの定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 12 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。
- 13 内国旅行のうち第25条に規定する旅行に

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

については、第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は_____

_____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては、50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のため在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在をする者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費より多いときは、当該旅行については在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(旅費の請求手続)

- 第7条** 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、会計管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 会計管理者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4・5 略

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

- 第8条** 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

- 第9条** 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げ

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者

は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 会計管理者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4・5 略

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定める範囲内においてその都度任命権者が市長に協議して定める旅費とする。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び急行料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか次に規定する急行料金
- ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃と同一等級の急行料金

る費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(市長が別に定めるものに限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- (2) 前号の規定にかかわらず、新幹線による旅行で市長が別に定めるもの

(船賃)

第16条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃とする。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第19条 日当額は、別表第1の定額による。

2 在勤地の属する都道府県内又は在勤地と境界を接する地域内の宿泊を要しない旅行においては、前項の規定にかかわらず、日当は支給しない。

る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(車賃及びその他の交通費)

第12条 車賃及びその他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受け業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 自家用自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号に規定する軽車両であって、自己の用に供するものをいう。)を利用する移動に要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号に掲げる車賃の額は、路程1キロメートルにつき37円とし、全行程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。)別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を必要とする場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を必要とする場合に限り、支給する。

(移転料)

第22条 移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による。

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、職員相当

額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、この限りでない。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき省令別表第3第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食事に相当するものが含まれる場合には、第1項に規定する額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定する額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移

の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは、1人を超える者ごとに職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後、移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第25条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行及び日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件並びに支給方法は、規則で定める。

(在勤地内旅行の旅費)

第26条 在勤地内における旅費については、規則で定める。

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第27条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第15条、第16条又は第18

転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当並びに着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要な費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第5号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に掲げる額とする。

第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るも

条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等を伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死/亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあ

のを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雜費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(この条例に定めのない事項)

第25条 この条例に規定するもののほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定の例により支給する。

(旅費の調整)

第26条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、旅行命令権者が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第27条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支

るのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第31条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第32条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の運賃
 - イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
 - ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第33条 航空賃の額は、次に規定する旅客運

給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同項若しくは同法第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第28条 会計管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者は、前項に規定する返納に代えて、会計管理者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

第29条 この条例実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、規則で定める。

賃(以下この条において「運賃」という。)による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第31条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第20条第2項及び第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(死亡手当)

第35条 死亡手当の額は、52万円とする。

2 職員が出張のため外国旅行中に死亡し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第29条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第29条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第36条 職員が外国旅行中に退職等となった場合に支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦へ旅行した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの旅費

第4章 雜則

(旅費の調整)

第37条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用した場合でその他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その事実を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、旅行命令権者が定める旅費を支給することができる。
 - 3 旅行命令権者は、視察旅行、講習を受けるための旅行等の旅費については、その都度旅行命令権者が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第38条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第39条 この条例実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第18条—第21条, 第22条, 第23条関係)

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃	日当	宿泊料	食卓料
(1キロメー トルにつき) き)	(1日につ き)	(1夜につ き)	(1夜につ き)
37円	2,600円	13,100円	2,600円

2 移転料

鉄道5	鉄道5	鉄道1	鉄道3	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
0キロ	0キロ	00キロ	00キロ	500	1,00	1,50	2,00
メーメ	一ロ	メロ	メキロ	0キロ	0キロ	0キロ	0キロ
トルト	ルート	トート	メー	ロメロ	メロメ	ロメ	メロメ
未満	以上1	ル以	ル以	トルト	トート	トート	トート
	00キ	上300	上500	以上	ル以	ル以	ル以
	ロメ	キロ	キロ	1,00	上1,	上2,	上

一トメ	一メ	一0	キ	500	000		
ル未	トル	トル	ロメ	キロ	キロ		
満	未満	未満	一トメ	一メ	一		
			ル未	トル	トル		
			満	未満	未満		
93,00	107,0	132,0	163,0	216,	227,	243,	282,
0円	00円	00円	00円	000	000	000	000
				円	円	円	円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2(第34条、第37条関係)

外国旅行の旅費

日当、宿泊料及び食卓料

指 定	日当(1日につき)			宿泊料(1夜につき)			食卓料(1 夜に つ き)
	甲地	乙地	丙地	指 定	甲地	乙地	
都市	方	方	方	都市	方	方	方
6,20	5,20	4,20	3,80	19,3	16,1	12,9	11,6 5,80
0円	0円	0円	0円	00円	00円	00円	00円 0円

備考

- 1 指定都市、甲地方及び丙地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方の欄に定める額とする。

○大崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第2条関係)

改正案	現行
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議員に対し支給する旅費の種目及び額は、別表第2に定めるものほか、職員の例による。</p> <p>3 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議員に対し支給する旅費の種類及び額は、別表第2に定めるものほか、職員の例による。</p> <p>3 略</p>

○大崎市市議会等に出頭した関係人等に対する費用弁償に関する条例の一部改正(第3条関係)

改正案	現行
<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 前条に規定する者に対する費用弁償の額は、市的一般職の職員の例による。ただ</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第2条 前条に規定する者に対する費用弁償の額は、次のとおりとする。ただ</p>

し、公務員がその職務の関係上、出頭又は参加をした場合で、別に旅費の支給を受けるときは、これを支給しない。

2 略

し、公務員がその職務の関係上、出頭又は参加をした場合で、別に旅費の支給を受けるときは、これを支給しない。

日当(1日に つき)	車賃(1キロ メートルに つき)	鉄道賃、船 賃	宿泊料(1夜 につき)
5,000円	37円	必要と認め るときのみ 実費	13,100円

2 略

○大崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正(第4条関係)

改正案	現行
<p>(旅費) 第7条 略 2 市長等に対し支給する旅費の種目及び額は、別表第2に定めるものほか、職員の例による。</p>	<p>(旅費) 第7条 略 2 市長等に対し支給する旅費の種類及び額は、別表第2に定めるものほか、職員の例による。</p>

●議案第23号 大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例(新旧対照表)

改正案		現行	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
都市計画税課税区域		都市計画税課税区域	
略	略	略	略
古川	略	古川	略
米袋	水押 略, 2番3, <u>3番1から3番3まで</u> , <u>3番5, 4番1, 4番3</u> , 5番1, 5番 2, <u>5番4から5番6まで</u> , 6番1, 略, 7番 13____, 8番2, 8番7____, 9番2____, 12番7, 略, 62番, 63番	米袋	水押 略, 2番3, <u>3番1から3番5まで</u> , <u>4番1から4番3まで</u> , 5番1, 5番 2, <u>5番4, 5番5</u> , 6番1, 略, 7番 13, <u>8番1, 8番2, 8番7, 9番1, 9番2,</u> <u>11番1, 12番7, 略, 62番</u>
	略		略
古川	略	古川	略
塚目	石名坂 略, 202番3, <u>202番5から202</u> 番8まで, 205番1から205番3まで, 略	塚目	石名坂 略, 202番3, <u>202番5から202</u> 番7まで, 205番1から205番3まで, 略
	略		略
	原屋敷 88番1, <u>88番5から88番21ま</u> <u>で</u> , 91番2, 略, 153番, <u>155番1, 155</u> 番3		原屋敷 88番1, <u>88番5から88番20ま</u> <u>で</u> , 91番2, 略, 153番, <u>155番1から15</u> 番3まで
	前田 6番4, 6番5, <u>6番7, 6番8</u> , 8番 から8番3まで		前田 6番4, 6番5____, 8番 から8番3まで
	屋敷 略, 319番, <u>321番1から321番5</u> まで, 323番から325番まで		屋敷 略, 319番, <u>321番1から321番4</u> まで, 323番から325番まで
略	略	略	略
古川	略	古川	略
米倉	北 8番4, 8番5, <u>8番11</u>	米倉	北 8番4, 8番5____
	略		略

略	略	略	略
古川	略	古川	略
小泉	大小 略, 437番2, <u>438番1から438番3まで</u> , 439番1, 略, 508番2, 508番3, <u>508番5, 509番1から509番4まで, 509番6から509番8まで</u> , 511番1から511番5まで, 略	小泉	大小 略, 437番2, <u>438番1, 438番2まで</u> , 439番1, 略, 508番2, 508番3, <u>509番1から509番8まで</u> , 511番1から511番5まで, 略
古川	略	古川	略
福浦	新土手外 略, 105番1から105番4まで, <u>110番1から110番4まで, 111番1から111番3まで, 112番1から112番3まで, 113番2, 略</u>	福浦	新土手外 略, 105番1から105番4まで, <u>110番1から110番3まで, 111番1, 111番2, 112番1, 112番2, 113番2, 略</u>
略	略	略	略
古川	略	古川	略
馬寄	南田 略, 9番2, <u>10番1から10番17まで</u> , 11番2, 12番2, <u>13番2, 13番4, 13番5</u> , 14番1から14番3まで, 略	馬寄	南田 略, 9番2, <u>10番1から10番3まで, 11番1, 11番2, 12番1, 12番2, 13番1から13番3まで</u> , 14番1から14番3まで, 略
略	略	略	略
古川	旭 15番1から15番5まで, 16番1から16番4まで, 17番1から17番5まで, 18番1, 18番2, 19番1から19番4まで, 20番1から20番5まで, 21番1, 21番2, 22番1, 40番1, 41番1から41番4まで, 42番1, 43番, 44番1から44番3まで, 45番, 46番, 47番1, 68番1から68番4まで, 69番2, 71番から73番まで, 75番1, 75番2, 76番2, 78番, 79番1, 79番2, 80番1, 83番1, 85番1, 89番1, 102番, 105番, 106番, 108番, 110番から114番まで, 130番, 163番から166番まで	新田	旭 15番1から15番5まで, 16番1から16番4まで, 17番1から17番5まで, 18番1, 18番2, 19番1から19番4まで, 20番1から20番5まで, 21番1, 21番2, 22番1, 40番1, 41番1から41番4まで, 42番1, 43番, 44番1から44番3まで, 45番, 46番, 47番1, 68番1から68番4まで, 69番2, 71番から73番まで, 75番1, 75番2, 76番2, 78番, 79番1, 79番2, 80番1, 83番1, 85番1, 89番1, 102番, 105番, 106番, 108番, 110番から114番まで, 130番, 163番から166番まで
	中州 27番1, 30番, 33番1, 33番2, 34番1, 35番1, 83番, 84番		銃後稔 <u>190番1, 191番1</u> 中州 27番1, 30番, 33番1, 33番2, 34番1, 35番1, 83番, 84番
略	略	略	略
古川	略	古川	略
沢田	新原際 略, 76番1, <u>76番3から76番7まで</u> , 77番1, 略	沢田	新原際 略, 76番1, <u>76番3から76番6まで</u> , 77番1, 略
略	略	略	略
略	略	略	略
古川	略	古川	略
境野宮	前田 略, 95番2, <u>96番から103番まで, 104番1から104番6まで</u> , 107番から109番まで, 略, 112番, <u>113番1から113番7まで, 113番9, 114番2</u> , 略	境野宮	前田 略, 95番2, <u>96番から105番まで</u> , 107番から109番まで, 略, 112番, <u>113番1から113番9まで</u> , 114番2, 略
略	略	略	略
三本	略	三本	略
木高柳	横江 略, 9番1, <u>9番6, 10番1, 略</u>	木高柳	横江 略, 9番1, <u>9番4から9番6まで, 10番1, 略</u>

略	略	略	略
鹿島 台木 間塚	出町 略, 152番1, <u>152番3から152番7まで</u> , 154番2, 略 略	鹿島 台木 間塚	出町 略, 152番1, <u>152番3</u> <u>_____</u> , 154番2, 略 略
鹿島 台平 渡	略 上敷 略, 44番47から44番64まで, <u>44番66から44番82まで</u> , 46番, 略 略 錢神 略, 50番, <u>50番2から50番8まで</u> , 51番, 略 略 長根 略, 60番, <u>62番3から62番12まで</u> , 63番1, 略, 69番3 <u>_____</u> , 70番, 略 略 東錢神 略, 4番6, <u>4番10から4番18まで</u> , 7番1, 略, 7番5, <u>7番7から7番27まで</u> , 8番2から8番8まで, 略 略	鹿島 台平 渡	略 上敷 略, 44番47から44番64まで, <u>44番66から44番77まで</u> , 46番, 略 略 錢神 略, 50番, <u>50番2から50番7まで</u> , 51番, 略 略 長根 略, 60番, <u>62番3から62番8まで</u> , 63番1, 略, 69番3, <u>69番4</u> , 70番, 略 略 東錢神 略, 4番6, <u>4番10から4番17まで</u> , 7番1, 略, 7番5, <u>7番7から7番26まで</u> , 8番2から8番8まで, 略 略
略	略	略	略
岩出 山上 野目	略 下辻堂 略, 115番から119番まで <u>_____</u> , <u>121番3から121番8まで</u> , 122番1, 略 略	岩出 山上 野目	略 下辻堂 略, 115番から119番まで, <u>121番1, 121番3, 121番4</u> , 122番1, 略 略
岩出 山	上川原町 略, 116番1から116番4まで, <u>117番1, 117番2, 118番</u> , 略, 167番27, <u>167番30から167番32まで</u> , 168番, 略 略 下川原 略, 9番8から9番13まで, <u>9番15から9番22まで</u> , 10番2から10番4まで, 略, 20番2から20番8まで, <u>21番1, 21番3, 22番, 23番1, 23番2, 24番1, 24番5, 24番7から24番9まで</u> , 26番2, 略, 195番6から195番8まで, <u>196番から202番まで</u> , 203番1, 203番2, 204番から209番まで, 211番1から211番3まで, 略, 228番2, <u>229番</u> 略	岩出 山	上川原町 略, 116番1から116番4まで, <u>117番</u> , 118番, 略, 167番27, <u>167番30, 167番31</u> , 168番, 略 略 下川原 略, 9番8から9番13まで, <u>9番15から9番20まで</u> , 10番2から10番4まで, 略, 20番2から20番8まで, <u>21番1から23番まで</u> , 24番1, 24番5, <u>24番7</u> , 26番2, 略, 195番6から195番8まで, <u>196番から209番まで</u> , 211番1から211番3まで, 略, 228番2 略
略	略	略	略

●議案第24号 大崎市手数料条例及び大崎市建築審査会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市手数料条例の一部改正（第1条関係）

改正案	現行
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事項	単位	金額	摘要	番号	手数料を徴収する事項	単位	金額	摘要
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
43	<u>都市計画法第47条</u> <u>第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付</u>	1部	470円		43	<u>都市計画法第47条</u> <u>第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付</u>	1部	470円	
43 の 2	<u>宅地造</u> <u>成及び</u> <u>特定盛</u> <u>土等規</u> <u>制法</u> <u>(昭和3</u> <u>6年法</u> <u>律第19</u> <u>1号)第</u> <u>18条第</u> <u>1項又</u> <u>は第37</u> <u>条第1</u> <u>項の規</u> <u>定に基</u> <u>づく中</u> <u>間検査</u> <u>もの</u> <u>を申請</u> <u>する者</u> <u>(同法</u> <u>第15条</u> <u>第1項</u> <u>の規定</u> <u>により</u> <u>同法第</u> <u>12条第</u> <u>1項の</u> <u>もの</u> <u>許可が</u> <u>あった</u> <u>ものと</u> <u>みなさ</u> <u>れた者</u> <u>又は同</u> <u>法第34</u> <u>条第1</u> <u>項の規</u> <u>定によ</u> <u>り同法</u> <u>第30条</u> <u>第1項</u> <u>の許可</u> <u>があつ</u> <u>たもの</u> <u>とみな</u> <u>された</u>	1件	5,500 円 6,500 円 7,400 円 8,300 円 9,000 円		43 の 2	<u>マンションの建替</u> <u>え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可</u>	1件	160,000円	
	略	略		略	略	略	略	略	略

者を除く。)	ル以内の もの			
	盛土又は 切土をす る土地の 面積の区 分が4.0へ クタール を超える ヘクター ル以内の もの	1 件	11,00 0円	
	盛土又は 切土をす る土地の 面積の区 分が7.0へ クタール を超える 0ヘクター ル以内の もの	1 件	13,00 0円	
	盛土又は 切土をす る土地の 面積の区 分が10.0 ヘクター ルを超え るもの	1 件	16,00 0円	
43 の 3 3	マンションの再生 等の円滑化に関する法律(平成14年 法律第78号)第163 条の59第1項の規 定に基づく容積率 等に関する特例の 許可	1 件	160,0 00円	
略	略	略	略	略

○大崎市建築審査会条例の一部改正(第2条関係)

改正案	現行
<p>(招集)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を招集しなければならない。</p> <p>(1) 法の規定により、市長から同意(マンションの再生等の円滑化に関する法律</p>	<p>(招集)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を招集しなければならない。</p> <p>(1) 法の規定により、市長から同意(マンションの建替え等の円滑化に関する法律</p>

<p>(平成14年法律第78号)第163条の59第2項, 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第116条第2項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第18条第2項において準用する法第44条第2項の同意を含む。)を求められたとき。</p> <p>(2) 法第94条第2項(マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第2項, 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第116条第2項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する裁決をするとき。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(平成14年法律第78号)第105条第2項 —, 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第116条第2項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第18条第2項において準用する法第44条第2項の同意を含む。)を求められたとき。</p> <p>(2) 法第94条第2項(マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第2項, 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第116条第2項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する裁決をするとき。</p> <p>(3)・(4) 略</p>
---	--

●議案第25号 大崎市就学支援審議会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
<p>大崎市教育支援委員会条例 (設置等)</p> <p>第1条 教育委員会の諮問に応じ, 教育上特別な配慮を要する就学予定者及び学齢児童生徒について, <u>適切な就学先及び就学後における適切な教育支援の調査審議及び助言を行ふため</u>, 大崎市教育支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は, 前項に規定する事項に関し, 教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は, 委員25人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(専門委員)</p> <p>第4条 委員会に専門の事項を調査させるため, 専門委員を置くことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 委員会に会長及び副会長を置き, 委員の互選によって定める。</p> <p>2 会長は, 会務を総理し, 委員会を代表する。</p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は, 必要に応じて会長が招集し, 会長が議長となる。</p> <p>2 委員会の会議は, 委員の過半数以上が出席しなければ開くことはできない。</p> <p>3 委員会の議事は, 出席委員の過半数以上で</p>	<p>大崎市就学支援審議会条例 (設置等)</p> <p>第1条 教育委員会の諮問に応じ, 教育上特別な配慮を要する就学予定者及び学齢児童生徒について, <u>教育的見地から就学支援と適正な判別を行うため</u>, 大崎市就学支援審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は, 前項に規定する事項に関し, 教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は, 委員25人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>(専門委員)</p> <p>第4条 審議会に専門の事項を調査させるため, 専門委員を置くことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 審議会に会長及び副会長を置き, 委員の互選によって定める。</p> <p>2 会長は, 会務を総理し, 審議会を代表する。</p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議は, 必要に応じて会長が招集し, 会長が議長となる。</p> <p>2 審議会の会議は, 委員の過半数以上が出席しなければ開くことはできない。</p> <p>3 審議会の議事は, 出席委員の過半数以上で</p>

<p>決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が<u>委員会</u>に諮って定める。</p>	<p>決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、<u>審議会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が<u>審議会</u>に諮って定める。</p>
--	--

●議案第26号 大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市放課後児童クラブ実施条例の一部改正（第1条関係）

改正案				現行			
(実施場所等)				(実施場所等)			
第4条 児童クラブの名称、定員、実施場所及び位置は、次に掲げるとおりとする。				第4条 児童クラブの名称、定員、実施場所及び位置は、次に掲げるとおりとする。			
名称	定員 (人)	実施場所	位置	名称	定員 (人)	実施場所	位置
略	略	略	略	略	略	略	略
大崎市古川なかよし放課後児童クラブ	100	大崎市古川東児童センター	大崎市古川駅東二丁目6番32号	大崎市古川なかよし放課後児童クラブ	100	大崎市古川東児童センター	大崎市古川駅東二丁目6番32号
大崎市古川第2なかよし放課後児童クラブ	40	大崎市古川東放課後児童クラブ室	大崎市古川福沼三丁目16番1号				
大崎市古川第3なかよし放課後児童クラブ	60	大崎市古川東放課後児童クラブ室	大崎市古川福沼三丁目16番1号				
大崎市古川めだか放課後児童クラブ	80	大崎市古川南児童センター	大崎市古川南町三丁目7番26号	大崎市古川めだか放課後児童クラブ	80	大崎市古川南児童センター	大崎市古川南町三丁目7番26号
略	略	略	略	略	略	略	略

○大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部改正（第2条関係）

改正案		現行	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
大崎市古川東放課後児童クラブ室	大崎市古川福沼三丁目16番1号		
大崎市古川南放課後児童クラブ室	大崎市古川金五輪一丁目13番1号	大崎市古川南放課後児童クラブ室	大崎市古川金五輪一丁目13番1号
略	略	略	略

●議案第27号 大崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の6.90</u> を乗じて算定する。	第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の5.80</u> を乗じて算定する。
2 略	2 略
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)
第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>29,300円</u> とする。	第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>20,700円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)
第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>20,100円</u>	(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>15,800円</u>
(2) 特定世帯 <u>10,050円</u>	(2) 特定世帯 <u>7,900円</u>
(3) 特定継続世帯 <u>15,075円</u>	(3) 特定継続世帯 <u>11,850円</u>
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.80</u> を乗じて算定する。	第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.25</u> を乗じて算定する。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者

支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,200円
- (2) 特定世帯 4,100円
- (3) 特定継続世帯 6,150円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.20を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同

支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,800円
- (2) 特定世帯 2,900円
- (3) 特定継続世帯 4,350円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.26を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同

じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 20,510円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円
(イ) 特定世帯 7,035円
(ウ) 特定継続世帯 10,552円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 8,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,740円
(イ) 特定世帯 2,870円
(ウ) 特定継続世帯 4,305円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 7,560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,640円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯

じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 14,490円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,060円
(イ) 特定世帯 5,530円
(ウ) 特定継続世帯 8,295円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,060円
(イ) 特定世帯 2,030円
(ウ) 特定継続世帯 3,045円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 6,720円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,290円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯

所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 14,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,050円

(イ) 特定世帯 5,025円

(ウ) 特定継続世帯 7,537円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 6,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円

(イ) 特定世帯 2,050円

(ウ) 特定継続世帯 3,075円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 5,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,600円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 5,8

所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 10,350円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,900円

(イ) 特定世帯 3,950円

(ウ) 特定継続世帯 5,925円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 4,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,900円

(イ) 特定世帯 1,450円

(ウ) 特定継続世帯 2,175円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 4,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 4,1

60円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,020円
(イ) 特定世帯 2,010円
(ウ) 特定継続世帯 3,015円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 2,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円
(イ) 特定世帯 820円
(ウ) 特定継続世帯 1,230円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 2,160円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,040円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に對して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,395円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,325円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,720円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,650円

40円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,160円
(イ) 特定世帯 1,580円
(ウ) 特定継続世帯 2,370円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 1,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,160円
(イ) 特定世帯 580円
(ウ) 特定継続世帯 870円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 1,920円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 940円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に對して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,105円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,175円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,280円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,350円

<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,800円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,000円</u></p> <p>3 略</p>	<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,200円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,000円</u></p> <p>3 略</p>
--	--

●議案第28号 大崎市リサイクルデザイン工房条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行														
(名称及び位置)	(名称及び位置)														
第2条 工房の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 工房の名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名称</td> <td style="width: 50%;">位置</td> </tr> <tr> <td>大崎市リサイクルデザイ ン展示館</td> <td>大崎市岩出山字船 場21番地</td> </tr> </table>	名称	位置	大崎市リサイクルデザイ ン展示館	大崎市岩出山字船 場21番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名称</td> <td style="width: 50%;">位置</td> </tr> <tr> <td>大崎市古川リサイクルデ ザイン展示館</td> <td>大崎市古川川端2 番15号</td> </tr> </table>	名称	位置	大崎市古川リサイクルデ ザイン展示館	大崎市古川川端2 番15号						
名称	位置														
大崎市リサイクルデザイ ン展示館	大崎市岩出山字船 場21番地														
名称	位置														
大崎市古川リサイクルデ ザイン展示館	大崎市古川川端2 番15号														
別表 (第6条関係)	別表 (第6条関係)														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">区分</td> <td style="width: 50%;">使用料(1時間につき)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第2木工房</td> <td>170円</td> </tr> </table>	区分	使用料(1時間につき)	略	略	第2木工房	170円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">区分</td> <td style="width: 50%;">使用料(1時間につき)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第2木工房</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>情報室</td> <td>170円</td> </tr> </table>	区分	使用料(1時間につき)	略	略	第2木工房	170円	情報室	170円
区分	使用料(1時間につき)														
略	略														
第2木工房	170円														
区分	使用料(1時間につき)														
略	略														
第2木工房	170円														
情報室	170円														

●議案第29号 大崎市土地改良事業助成条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
(補助金等)	(補助金等)
第3条 略	第3条 略
2 前条第3項第2号の補助金の額は、当該事業費の <u>3割</u> 以内とし、土地改良事業別補助率は、市長が別に定めるところによる。	2 前条第3項第2号の補助金の額は、当該事業費の <u>1割</u> 以内とし、土地改良事業別補助率は、市長が別に定めるところによる。
3 略	3 略

●議案第30号 大崎市公共物管理条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市公共物管理条例の一部改正（第1条関係）

改正案	現行
-----	----

別表(第21条関係)

区分	物件	単位	金額
使用の設置	柱類 第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		880
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		820
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500
地下に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	310
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430
	広告塔及び広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	900
	鉄塔	使用面積1平方メートルにつき1年	1,000
	管類の設置	長さ1メートル未満のもの	22
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	31
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92

別表(第21条関係)

区分	物件	単位	金額
使用の設置	柱類 第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	4
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
地下に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔及び広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	鉄塔	1基につき1年	800
	管類の設置	外径0.07メートル未満のもの	18
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	26
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77
管類の設置	外径0.3メートル		100

の 外径0.3メート ル以上0.4メー トル未満のも の 外径0.4メート ル以上0.7メー トル未満のも の 外径0.7メート ル以上1メート ル未満のもの 外径1メートル 以上のもの	120 220 310 610	の 外径0.4メート ル以上0.7メー トル未満のも の 外径0.7メート ル以上1メート ル未満のもの 外径1メートル 以上のもの	180 260 510
駐車場、休憩所、遊 戯場、露店、商品置 場又は材料置場	使用面積1 平方メート ルにつき1	駐車場、休憩所、遊 戯場、露店、商品置 場又は材料置場	使用面積1 平方メート ルにつき1
農地	年	農地	年
採草放牧地	5	採草放牧地	5
通路及び通路橋	3	通路及び通路橋	3
その他の工作物を設置 する場合	220 170	その他の工作物を設置 する場合	220 170
工作物を設置 しない場合	100	工作物を設置 しない場合	100
略	略	略	略
備考 略		備考 略	

○大崎市都市公園条例の一部改正(第2条関係)

改正案			現行		
別表第3(第10条関係)			別表第3(第10条関係)		
1 都市公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料			1 都市公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料		
略			略		
備考 略			備考 略		
2 都市公園を占用する場合の使用料			2 都市公園を占用する場合の使用料		
占用物件	単位	使用料	占用物件	単位	使用料
第1種電柱	1本につき1年	570円	第1種電柱	1本につき1年	480円
第2種電柱		880円	第2種電柱		730円
第3種電柱		1,200円	第3種電柱		990円
第1種電話柱		510円	第1種電話柱		430円
第2種電話柱		820円	第2種電話柱		680円
第3種電話柱		1,100円	第3種電話柱		940円
その他の柱類		51円	その他の柱類		43円
共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メート ルにつき1年	5円	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メート ルにつき1年	4円
地下に設ける電線		3円	地下に設ける電線		3円
その他の線類			その他の線類		
路上に設ける変圧 器	1個につき1年	500円	路上に設ける変圧 器	1個につき1年	420円

地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310円	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	260円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	430円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	360円
鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	鉄塔	1基につき1年	800円
水道管又は下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	水道管又は下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	260円

未満のもの			外径が1メートル以上のもの		510円
外径が1メートル以上のもの		610円			
通路及び通路橋	占用面積1平方メートルにつき1年	220円	通路及び通路橋	使用面積1平方メートルにつき1年	220円
標識	1本につき1年	820円	標識	1本につき1年	680円
広告塔及び広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	900円	広告塔及び広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
公衆電話ボックス	1個につき1年	1,000円	公衆電話ボックス	1台につき1年	850円
展示会又は競技会	占用面積1平方メートルにつき1月	90円	展示会又は競技会	占用面積1平方メートルにつき1月	87円
その他これらに類する仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月		その他これらに類する仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	
工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設	使用面積1平方メートルにつき1年	850円
3 行為をする場合の使用料			3 行為をする場合の使用料		
略			略		

○大崎市道路占用料条例の一部改正(第3条関係)

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料
道路法 第1種電柱	1本に	570	道路法 第1種電柱	1本に	480
第32条 第2種電柱	つき1年	880	第32条 第2種電柱	つき1年	730
第1項 第3種電柱		1,200	第1項 第3種電柱		990
第1号 第1種電話柱		510	第1号 第1種電話柱		430
に掲げ 第2種電話柱		820	に掲げ 第2種電話柱		680
る工作 第3種電話柱		1,100	る工作 第3種電話柱		940
物 その他の柱類		51	物 その他の柱類		43
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	5	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	4
地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1年	3	地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1年	3
路上に設ける変圧器	1個につき1年	500	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260
変圧塔その他これに	1個に	1,000	変圧塔その他これに	1個に	850

	類するもの及び公衆 電話所	つき1 年		類するもの及び公衆 電話所	つき1 年	
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		430	郵便差出箱及び信書 便差出箱		360
	広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	900	広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	870
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	1,000	その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	850
道路法	外径が0.07メートル 第32条 未満のもの	長さ1 メート	22	道路法	外径が0.07メートル 第32条 未満のもの	長さ1 メート
第1項	外径が0.07メートル	ルにつ	31	第1項	外径が0.07メートル	ルにつ
第2号	以上0.1メートル未満 に掲げ る物件	き1年		第2号	以上0.1メートル未満 に掲げ る物件	き1年
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの		46		外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの	
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの		61		外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの	
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの		92		外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの	
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの		120		外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの	
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの		220		外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの	
	外径が0.7メートル以 上1メートル未満のも の		310		外径が0.7メートル以 上1メートル未満のも の	
	外径が1メートル以上 のもの		610		外径が1メートル以上 のもの	
道路法	第32条第1項第3号及び 第4号に掲げる施設	占用面 積1平	1,000	道路法	第32条第1項第3号及び 第4号に掲げる施設	占用面 積1平
第32条	地下街 階数が1のも の	方メー トルに つき1 年	Aに0.0 04を乗 じて得 た額	道路法	地下街 階数が1のも の	方メー トルに つき1 年
第1項	及び地の			第32条	及び地の	
第5号	下室			第1項	下室	
に掲げ る施設	階数が2のも の			第5号	に掲げ る施設	
	階数が3以上				階数が2のも の	
					階数が3以上	

		のもの	08 を乗 じて得 た額			のもの	07 を乗 じて得 た額			
		上空に設ける通路	450			上空に設ける通路	430			
		地下に設ける通路	270			地下に設ける通路	260			
		その他のもの	1,000			その他のもの	850			
道路法	祭礼, 縁日その他の 催しに際し, 一時的 に設けるもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 旦	9		道路法	祭礼, 縁日その他の 催しに際し, 一時的 に設けるもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 旦	9		
第32条 第1項 第6号 に掲げ る施設		占用面 積1平 方メー トルに つき1 月	90			その他のもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 月	87		
道路法 施行令 (昭和2 7年政 令第47 9号)第 7条第1 号に掲 げる物 件	看板 (アーチであ るもの るもの を除 く。)	一時的に設け るもの の他のもの の他のもの 標識	表示面 積1平 方メー トルに つき1 月 表示面 積1平 方メー トルに つき1 年 1本に つき1 年	90		道路法 施行令 (昭和2 7年政 令第47 9号)第 7条第1 号に掲 げる物 件	看板 (アーチであ るもの るもの を除 く。)	一時的に設け るもの の他のもの の他のもの 標識	表示面 積1平 方メー トルに つき1 月 表示面 積1平 方メー トルに つき1 年 1本に つき1 年	87
	旗ざお	祭礼, 縁日そ の他の催しに 際し, 一時的 に設けるもの の他のもの	1本に つき1 旦 1本に つき1 月	9		旗ざお	祭礼, 縁日そ の他の催しに 際し, 一時的 に設けるもの の他のもの	1本に つき1 旦 1本に つき1 月	9	
	幕(道 路法施 行令第 7条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除 く。)	祭礼, 縁日そ の他の催しに 際し, 一時的 に設けるもの の他のもの	その面 積1平 方メー トルに つき1 旦 その面 積1平 方メー トルに つき1 月	9		幕(道 路法施 行令第 7条第4 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除 く。)	祭礼, 縁日そ の他の催しに 際し, 一時的 に設けるもの の他のもの	その面 積1平 方メー トルに つき1 旦 その面 積1平 方メー トルに つき1 月	9	
				90					87	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの					その他のもの		
			月	450				月	430
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000		道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	850		
	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	90		道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	87		
	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	トルにつき1月	100		道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	トルにつき1月	85		
	道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
			階数が3以上	Aに0.008を乗じて得た額			階数が3以上	Aに0.007を乗じて得た額	
		その他	その他	Aに0.026を乗じて得た額		その他	その他	Aに0.025を乗じて得た額	
	道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	建築物	Aに0.022を乗じて得た額	道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	建築物	Aに0.019を乗じて得た額	
		その他	その他	Aに0.015を乗じて得た額		その他	その他	Aに0.014を乗じて得た額	
	道路法施行令第7条第10号に掲げる施設	建築物	建築物	Aに0.024を乗じて得た額	道路法施行令第7条第10号に掲げる施設	建築物	建築物	Aに0.022を乗じて得た額	
		その他	その他	Aに0.0		その他	その他	Aに0.0	

る施設 及び自 動車駐 車場	15を乗 じて得 た額	る施設 及び自 動車駐 車場	14を乗 じて得 た額
道路法 トンネルの上又は高 施行令 架の道路の路面下に 第7条 設けるもの 第11号	Aに0.0 22を乗 じて得 た額	道路法 トンネルの上又は高 施行令 架の道路の路面下に 第7条 設けるもの 第11号	Aに0.0 19を乗 じて得 た額
に掲げ る応急 仮設建 築物	Aに0.0 24を乗 じて得 た額	に掲げ る応急 仮設建 築物	Aに0.0 22を乗 じて得 た額
その他もの	Aに0.0 34を乗 じて得 た額	その他もの	Aに0.0 31を乗 じて得 た額
道路法施行令第7条第12号に 掲げる器具	Aに0.0 26を乗 じて得 た額	道路法施行令第7条第12号に 掲げる器具	Aに0.0 25を乗 じて得 た額
道路法 トンネルの上又は高 施行令 速自動車国道若しく 第7条 は自動車専用道路(高 第13号 架のものに限る。)の に掲げ る施設 路面下に設けるもの 上空に設けるもの	Aに0.0 22を乗 じて得 た額	道路法 トンネルの上又は高 施行令 速自動車国道若しく 第7条 は自動車専用道路(高 第13号 架のものに限る。)の に掲げ る施設 路面下に設けるもの 上空に設けるもの	Aに0.0 19を乗 じて得 た額
その他もの	Aに0.0 34を乗 じて得 た額	その他もの	Aに0.0 31を乗 じて得 た額
備考 略		備考 略	

●議案第31号 大崎市市営住宅条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行																										
別表(第3条関係) (1) 普通市営住宅	別表(第3条関係) (1) 普通市営住宅																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>古川諏訪第二住宅</td> <td>大崎市古川諏訪二丁目2番40号外</td> </tr> <tr> <td>古川江合寿町住宅</td> <td>大崎市古川江合寿町三丁目2番10号外</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鹿島台姥ヶ沢住宅</td> <td>大崎市鹿島台木間塚</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	古川諏訪第二住宅	大崎市古川諏訪二丁目2番40号外	古川江合寿町住宅	大崎市古川江合寿町三丁目2番10号外	略	略	鹿島台姥ヶ沢住宅	大崎市鹿島台木間塚	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>古川諏訪第二住宅</td> <td>大崎市古川諏訪二丁目2番40号外</td> </tr> <tr> <td>古川諏訪球場前住宅</td> <td>大崎市古川諏訪一丁目3番24号外</td> </tr> <tr> <td>古川江合寿町住宅</td> <td>大崎市古川江合寿町三丁目2番10号外</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鹿島台姥ヶ沢住宅</td> <td>大崎市鹿島台木間塚</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	古川諏訪第二住宅	大崎市古川諏訪二丁目2番40号外	古川諏訪球場前住宅	大崎市古川諏訪一丁目3番24号外	古川江合寿町住宅	大崎市古川江合寿町三丁目2番10号外	略	略	鹿島台姥ヶ沢住宅	大崎市鹿島台木間塚
名称	位置																										
略	略																										
古川諏訪第二住宅	大崎市古川諏訪二丁目2番40号外																										
古川江合寿町住宅	大崎市古川江合寿町三丁目2番10号外																										
略	略																										
鹿島台姥ヶ沢住宅	大崎市鹿島台木間塚																										
名称	位置																										
略	略																										
古川諏訪第二住宅	大崎市古川諏訪二丁目2番40号外																										
古川諏訪球場前住宅	大崎市古川諏訪一丁目3番24号外																										
古川江合寿町住宅	大崎市古川江合寿町三丁目2番10号外																										
略	略																										
鹿島台姥ヶ沢住宅	大崎市鹿島台木間塚																										

鹿島台鈴掛住宅	字姥ヶ沢56番地5外 大崎市鹿島台木間塚 字姥ヶ沢56番地4	鹿島台鈴掛住宅	字姥ヶ沢69番地外 大崎市鹿島台木間塚 字姥ヶ沢56番地
略	略	略	略
(2)・(3) 略			(2)・(3) 略
(4) 共同施設			(4) 共同施設
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
鹿島台姥ヶ沢集会所	大崎市鹿島台木間塚 字姥ヶ沢56番地5	鹿島台姥ヶ沢集会所	大崎市鹿島台木間塚 字姥ヶ沢69番地
略	略	略	略
(5) 有料駐車場			(5) 有料駐車場
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
鹿島台姥ヶ沢住宅駐車場	大崎市鹿島台木間塚 字姥ヶ沢56番地6外	鹿島台姥ヶ沢住宅駐車場	大崎市鹿島台木間塚 字姥ヶ沢69番地
鹿島台鈴掛住宅駐車場	大崎市鹿島台木間塚 字姥ヶ沢56番地4	鹿島台鈴掛住宅駐車場	大崎市鹿島台木間塚 字姥ヶ沢56番地
略	略	略	略

●議案第32号 大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市農業集落排水事業条例の一部改正（第1条関係）

改正案	現行
<p>(工事業者)</p> <p>第6条の2 排水設備の新設等の工事を行う者は、大崎市下水道条例(平成18年大崎市条例第254号。以下「下水道条例」という。)第7条第1項の規定による指定を受けた者でなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(工事業者)</p> <p>第6条の2 排水設備の新設等の工事を行う者は、大崎市下水道条例(平成18年大崎市条例第254号。以下「下水道条例」という。)第7条第1項の規定による指定を受けた者でなければならない。</p>

○大崎市下水道条例の一部改正（第2条関係）

改正案	現行
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、管理者の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、管理者の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。</p>

<p>(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
--	--------------

○大崎市水道事業給水条例の一部改正(第3条関係)

改正案	現行
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(法第25条の3の2の規定により指定の更新をした者を含む。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた管理者を含む。以下同じ。)又は他の地方公共団体の長が同項の指定をした者(以下「他地方公共団体指定事業者等」という。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者又は他地方公共団体指定事業者等(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、当該工事の竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 管理者は、給水を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(法第25条の3の2の規定により指定の更新をした者を含む。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、当該工事の竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 管理者は、給水を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

○大崎市浄化槽整備事業条例の一部改正(第4条関係)

改正案	現行
<p>(工事業者)</p> <p>第10条 排水設備の工事を行う者は、大崎市下水道条例(平成18年大崎市条例第254号。以下「下水道条例」という。)第7条第1項の規定による指定を受けた者でなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(工事業者)</p> <p>第10条 排水設備の工事を行う者は、大崎市下水道条例(平成18年大崎市条例第254号。以下「下水道条例」という。)第7条第1項の規定による指定を受けた者でなければならない。</p>

●議案第33号 大崎市消防団条例の一部を改正する条例(新旧対照表)

改正案	現行																												
<p>(退職報償金)</p> <p>第14条 基本消防団員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第10条関係)</p> <p>1 年額報酬</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>階級</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本消防団員</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額 <u>51,000円</u></td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額 <u>44,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>備考 略</p>	種類	階級	報酬の額	基本消防団員	略	略	部長	年額 <u>51,000円</u>	班長	年額 <u>44,000円</u>	略	略	略	略	<p>(退職報償金)</p> <p>第14条 消防団員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第10条関係)</p> <p>1 年額報酬</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>階級</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本消防団員</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額 <u>42,000円</u></td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額 <u>37,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>備考 略</p>	種類	階級	報酬の額	基本消防団員	略	略	部長	年額 <u>42,000円</u>	班長	年額 <u>37,000円</u>	略	略	略	略
種類	階級	報酬の額																											
基本消防団員	略	略																											
	部長	年額 <u>51,000円</u>																											
	班長	年額 <u>44,000円</u>																											
	略	略																											
略	略																												
種類	階級	報酬の額																											
基本消防団員	略	略																											
	部長	年額 <u>42,000円</u>																											
	班長	年額 <u>37,000円</u>																											
	略	略																											
略	略																												